

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

(森林整備課) 一

告示

ページ

○宮城県告示第九十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十四年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐の許容限度を次のとおり公表する。

平成二十四年一月一日

宮城県知事 村井嘉浩

皆伐面積の限度(ヘクタール)

保安林の種類

同一の単位とされる
保安林の種類

本吉地区

北上川下流

石巻地区

迫川地区

江合川上流

鳴瀬川上流

江合川下流

鳴瀬川下流

黒川地区

仙台地区

白石地区

三九三・九九
三六六・五六
三五一・八五
一、〇九一・六〇
七五七・五二
一、二八〇・三八
〇・八四
一二三・七六
一、三五六・一四
一、六五七・三七

千害防備保安林

防風保安林

石巻市

仙台市

蔵王町

白石地区

仙台地区

黒川地区

迫川地区

石巻地区

本吉地区

北上川下流

鳴瀬川上流

鳴瀬川下流

江合川上流

江合川下流

土砂流出防備保安林

二四・八六

七・六六

三三・七八

七八・二九

一八二・六四

二四・五七

一一・九八

六〇・二三

三八・六二

二〇〇・五七

〇・一二

〇・四六

二・〇八

一〇・〇〇

二・九〇

四・三四

五・一四

〇・九八

二・七二

三・六〇

〇・三〇

六・七二

一・六〇

〇・三〇

六・七二

一・〇九一

七五七

一、二八〇

〇・八四

一、三五六

一、六五七

魚つき保安林

石巻市

南三陸町

女川町

加美町

大郷町

丸森町

柴田町

七ヶ宿町

東松島市

大崎市

栗原市

白石市

角田市

氣仙沼市

登米市

仙台市

石巻市

大河原町

七ヶ宿町

二四・八六

七・六六

三三・七八

七八・二九

一八二・六四

二四・五七

一一・九八

六〇・二三

三八・六二

二〇〇・五七

〇・一二

〇・四六

二・〇八

一〇・〇〇

二・九〇

四・三四

五・一四

〇・九八

二・七二

三・六〇

〇・三〇

六・七二

一・〇九一

七五七

一、二八〇

〇・八四

一、三五六

一、六五七

保健保安
林

氣仙沼市 東松島市 南三陸町 女川町 富城北部地区
富城南部地区

二・五五
四二
九〇
九〇
一
九・
七・
〇八